

V ごみ減量促進事業

1. ごみ減量事業の背景

松戸市は首都東京に隣接しており、東京のベットタウンとして昭和36・37年頃から急速に人口が増加し、これに伴いごみの排出量も増加の一途をたどってきた。

これらの状況に対処するため昭和53年度からごみの4分別収集（のち昭和59年度から5分別収集）を開始し、更にごみの減量化を目的として実施している「資源ごみ回収」及び集団回収による「資源化事業」は多くの成果をあげてきた。

しかし、好景気を背景に消費が拡大し、使い捨て製品や「処理困難物」が多量に廃棄され、ごみの増加を生み次第に市民生活を脅かす結果になった。

都市化の進んだ松戸市（市街化区域約72%）に於いては市内に最終処分地を確保することが困難となり、市外・県外に最終処分場を持つ民間業者にたよらざるを得ない状況となっている。

松戸市もそのむかしは、県外のごみを埋め立てていた時代もあったが、現在は大規模な宅地開発による人口増加や地価の高騰など様々な要因から、埋め立て処分場を市内に確保することは極めて困難な状況となっている。

従って市内での埋め立て処理は、昭和63年を最後に市外の民間処分場に依存している現状にある。

最終処分場を市外の民間処分場に依存し、なお現状において継続して処分をお願いしていかなければならぬ状況の中で、県レベルの広域的な処分場の確保の要請等に努力しながらも、少しでもごみの排出量を減らすための具体的な施策を積極的に展開し、埋め立て処分場の負荷軽減に努めていかなければならないと考えられる。

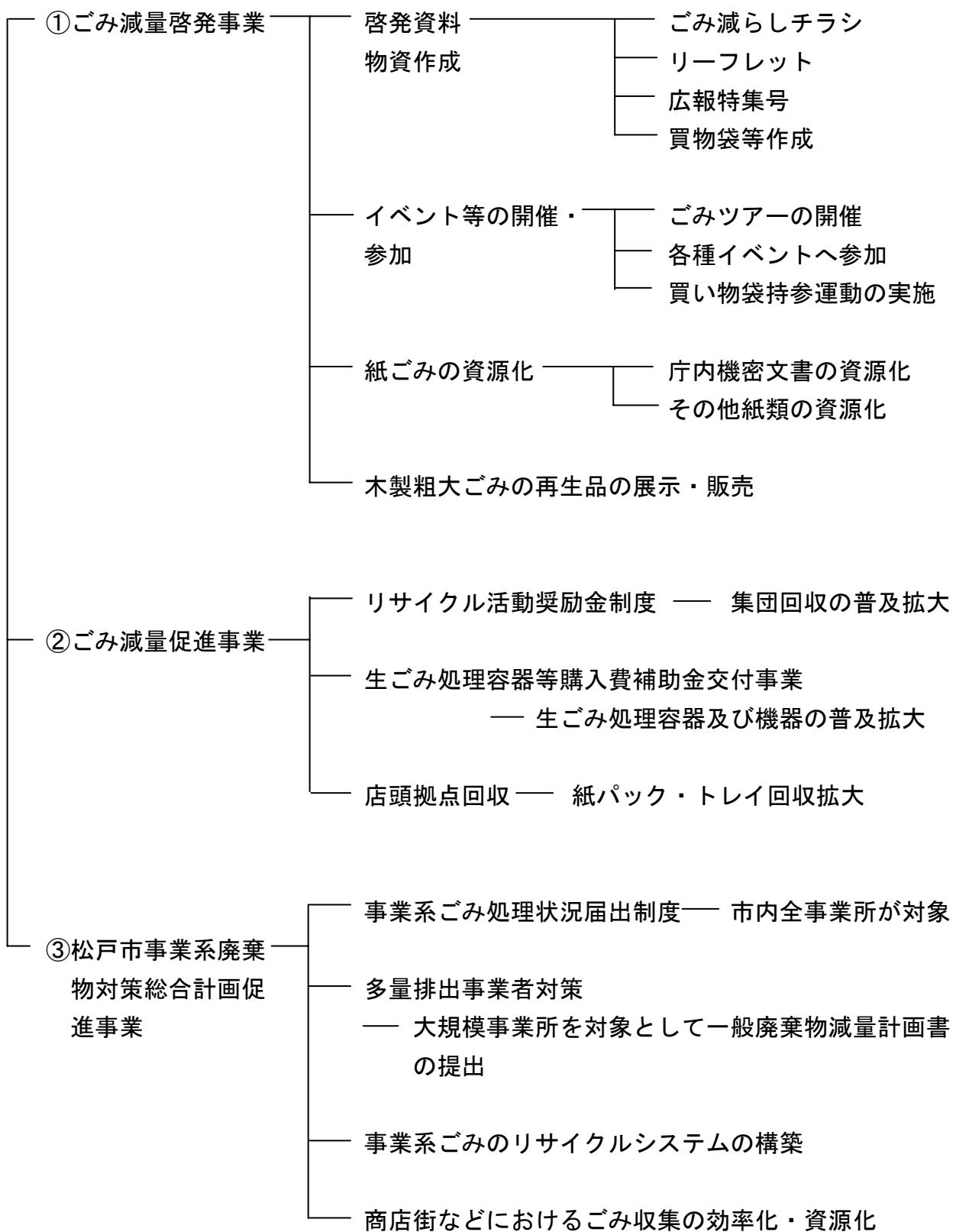
2. ごみ減量促進事業

「燃やして埋める」という従来の処理体制から、行政・事業者・市民が一体となって強力にごみ減量策を実行していくための、ごみ減量化、再資源化の体制を整えていくことが急務になっている。

排出源対策としてごみに対する市民や事業者の意識の変革に努め、ごみの減量化を図るための新たな施策の展開が必要とされることとなり平成2年度に、ごみ減量促進事業を具体的に実践する課として、「ごみを減らす課」を設置した。その後、初期の目的を達成することができたため、平成8年4月1日から清掃管理課（現環境計画課）へ統合し、ごみを減らす係として従来どおりの事業を促進することになった。

更に、平成15年4月1日から、機構改革により環境業務課にごみを減らす係が統合となる。

3. ごみを減らす係の業務体系



4. ごみ減量啓発事業

①ごみ減量啓発事業 一広報の果たす役割一

松戸市では早くから「ごみ減量」に目を向け、市広報紙を通じて積極的にごみ減量の重要性を市民に訴えてきた。

排出源から最終処分されるまで、また、ごみを再資源化するルートを正しく知ることにより、ごみに対する意識は変わってくる。市民へ訴え、啓発していく方法として、視覚に訴えるポスターや広報の果たす役割は大きい。

平成2年度から、市民向けチラシ「松戸ごみ減らし」を発行し、各号ごとにメインテーマを掲げ12号まで発行してきた。

平成13年度から「まつどリサイクル通信」を発行している。

1号：タマゴ1個分の減量が、松戸市を変える。

2号：ごみにするか、資源にするか、紙一重。

3号：NO！という主張（ごみ拒否権一買わない、持ち込まない、捨てない）

4号：企業努力で実施したい「ごみ減量大作戦」

　　－ワタシを活かすチャンスをください

5号：ごみ減量の鍵は、あなた自身が握っている－これも貴重な資源

6号：「事業ごみ」は、すべて事業者に自己責任があります。

　　－お客様の厳しい目が光っている－

7号：「市制施行50年記念ポスター」みんなが望むリサイクル

8号：EMボカシでごみ減らし

9号：「リサイクル都市まつど」へ！

　　[ごみの分別] [再利用] [ごみ減らし] にご協力ください。

10号：リサイクルマークの確認から始まるペットボトルの再生システム

11号：事業系ごみ（一般廃棄物）の減量とリサイクルにご協力ください。

12号：リサイクル都市「松戸」づくりへ（再生品使用の促進）

また、五市「松戸市・市川市・船橋市・千葉市・柏市（平成7年度加入）」による合同事業として、ポスター、リサイクルノート等を作製し、ごみ減量リサイクル意識の高揚を図った。

平成3年～5年 ポスター作製

平成6年～7年 リサイクルノート作製

平成8年 トイレットペーパー作製

平成9年 リサイクルシャープペン作製

平成10年 リサイクルボールペン作製

平成11年 買物袋作製

平成12年 リサイクルボールペン作製

平成13年 リサイクル蛍光ペン作製

平成14年～ 買物袋作製

－イベントの参加－

桜まつり・松戸まつりなどのイベントに参加し、一人でも多くの方にごみ減量を呼びかけている。

－ごみツアーの開催－

隔月に1回実施。ただし、7・8月は親子ごみツアーとして実施している。

なお、20名前後の団体で申し込みがあれば随時実施。

[平成20年度実績] 15回実施で201名の参加

－パートナー講座（出前）の開催－

市民団体等の要望により、平日・休日を問わず午前9時から午後9時までの間で2時間以内とし、開催場所を市内に限定し実施している。講座内容は、ごみの分け方・出し方、減量の工夫に関するノウハウやごみの処分、リサイクルの方法などの情報を提供している。

[平成14～20年度実績] 49回実施で1,523名の参加

－紙ごみの資源化－

ごみ減量啓発事業では、市民の意識を行動に移していくための具体的な事業を企画し、市民の積極的な参加を呼びかけ、ごみの減量化の促進と意識の高揚を図っている。

松戸市でも昭和53年から実施している庁舎内紙ごみの資源化を、平成2年より更に回収品目を細分化し、名刺の大きさから資源化を図るとともに、職員への意識の啓発を図っている。

さらに、平成3年度から機密文書の資源化に取り組み、平成20年度は54,130kgを回収し、資源化を図った。

－地域集団回収への側面援助－

平成3年度よりごみの減量及び資源の有効利用のため、リサイクル活動を推進する団体及び回収業者に対し、奨励金を交付している。

奨励金は市に登録している町会・自治会などの団体、回収業者を対象に「びん・缶・紙・ペットボトルなど」の資源を回収して業者に引き渡した場合、団体と回収業者に品目に応じた奨励金を交付している。

平成20年3月末現在登録団体数 470団体

平成20年3月末現在登録業者数 26業者

[平成21年度第1期奨励金単価]

回収団体 ・紙類等、空き缶類、ガラスびん類 2円／kg
 ・ペットボトル 10円／kg

回収業者 ・紙類等 1.2円／kg ・ペットボトル 62.7円／kg
 ・空き缶類、ガラスびん類 25円／kg

※平成21年4月1日現在の相場を参考として算出、四半期毎の相場により変更の予定有り。

－家庭用生ごみ処理器等の普及－

平成元年度よりごみ減量化対策の一環として平成5年度までの期間、家庭用生ごみ処理容器購入者に対して1基につき 3,000円（ただし1世帯2基まで）補助してきた。

平成6年度からは、容器の対象品目（EM密閉専用容器）を拡大すると共に、家庭用生ごみ減量化機器も補助対象として、生ごみの減量化の促進を図っている。

補助金額（100円未満切り捨て）

生ごみ処理容器 購入金額の1/2 1基につき 6,000円を限度
生ごみ減量化機器 購入金額の1/3 1基につき 20,000円を限度

平成20年度末までの実績

コンポスト他 4,854基（平成元年度からの累計）
EM密閉専用容器 3,165基
生ごみ減量化機器 3,031基

②松戸市事業系廃棄物対策総合計画推進事業

平成6年度より施行された「松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」により、増え続ける事業系ごみ対策として新たに2つの制度が導入された。

その1つが大規模事業所（延べ床面積3,000m²以上、小売業にあっては500m²以上）に対して「事業系ごみ管理責任者」の選任と「減量計画書」の提出を義務付けた「多量排出事業者制度」である。

さらに、市内の全ての事業者を対象としてごみの排出形態と排出量の実態を届出する「事業系ごみ処理状況届出制度」を導入し、事業者の自己処理責任の明確化を図っている。

これらの制度を通じて、事業者指導を積極的に推進し、事業系ごみの減量化・適正処理を図っていく。

5. 市民・事業者と共に考え、実行していくごみ減量

市民にむけてごみ問題は深刻であるという認識と理解はすすみ、啓発に於いては初期の目的は予想以上に達成することができた。

市民の動きにも変化が現れ、ごみ問題を地球環境問題としてとらえ、自分達の手で手掛けられるところから、ごみ減量につながる試みをしようと動き出している。

企業、事業所においても、今までの製造販売というルートに回収・再生ルートを加えるところが増えている。昭和53年より「消費者の会」が進めている、買物袋持参によるレジ袋辞退運動（スタンプカード方式）の拡大、大型店を拠点として、市民とタイアップした紙パック回収やトレイの回収など、省資源への関心が高まり、減量化活動へと発展している。

6. ごみ排出量伸び率の鈍化

ごみ減量・リサイクルについて様々な取り組みは、除々にではあるが市民意識に変化を生み出し、毎年5%から7%も増え続けていたごみの伸び率が平成2年度以後は、1%台の伸び率になっている。

これは、地域のリサイクル活動による資源物回収の拡大や、生ごみを処理する容器等の利用者の増加などごみ減量に対する市民意識の高まりなどが大きな原因と考えられる。

今後も更に円滑なごみ処理体制の確立と市民の快適な生活の確保に向け、実効性のあるごみ減量計画を策定し、継続的・組織的な取り組みのもとに、市民・事業者・行政が一体となった施策を遂行して行かなければならないと考えている。